

新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金及び 下水道使用料の支払猶予申請受付終了について

令和2年5月1日から実施している水道料金及び下水道使用料の支払猶予については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、**令和5年6月30日まで**の申請をもって受付を終了します。

記

1 猶予対象者及び猶予期間

対 象 者 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入や売上が減少している場合など、一時的に水道料金及び下水道使用料の支払いが困難な個人及び事業者
猶予期間 納入期限から1年以内

2 猶予の状況 (令和5年4月21日現在)

事業体	対象者	件数	猶 予 額		
			水道料金	下水道使用料	計
上下水道局	個人	12件	86,271円	35,768円	122,039円
	事業者	4件	89,526円	92,166円	181,692円
	計	16件	175,797円	127,934円	303,731円

※現在、猶予履行中は2件11,680円 完納は14件292,051円
斐川宍道水道企業団は申請なし

3 他市の状況

未 実 施 江津市
既に終了 松江市 (R3.1.31)、安来市 (R2.10.30)、大田市 (R4.3.31)
検 討 中 雲南市、浜田市
継 続 益田市

4 猶予申請受付期間

令和5年6月30日(金)まで

5 猶予申請受付終了後の対応

個別に相談に応じる。

6 市民への周知

ホームページ、広報いずも(5月19日号)で周知

7 その他

- ・支払猶予申請受付終了に伴い、給水停止を令和5年7月から再開
- ・支払猶予申請受付終了及び給水停止再開時期は、斐川宍道水道企業団も同様